

**広島県告示第六百九十六号**

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	の主たる事務所所在地	居宅介護支援事業所を	指定年月日
株式会社ケアノス	廿日市市前空二丁目 一番七号	安芸郡坂町小屋浦三 丁目四番九号	業所ケアノス 居宅介護支援事業所コスマス	平成二二年七月 一日
有限会社コスマスサポート	廿日市市前空二丁目 一番七号	安芸郡坂町小屋浦三 丁目四番九号	居宅介護支援事業所コスマス	平成二二年七月 一日